平成２６年（フ）第１９４号
神奈川県横須賀市津久井２丁目９番３―403号
債務者　寺井　達夫
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１９５号
神奈川県横須賀市津久井２丁目９番３―403号
債務者　寺井久美子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月19日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第２６０号
青森市花園２丁目２番16号　時田アパート２階２号、住民票上の住所青森市花園２丁目２番16号　時田アパート２階３号
債務者　三上　浩司
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
青森県平川市碇ヶ関湯向川添15番地13
債務者　相馬　清孝
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２６年（フ）第１３２２号
愛知県知多郡南知多町大字内海字楠本53番地
債務者　服部　允子
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１３２３号
愛知県知多郡南知多町大字内海字楠本53番地
債務者　服部　晴美
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６２０号
愛知県小牧市久保一色南２丁目234番地
ハーヴェストアベニュー202号
債務者　カンポス　ペルシーこと　ＣＡＭＰＯＳ　ＶＡＣＡ　ＰＥＲＣＹ　ＦＥＲＮＡＮＤＯ
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７４号
熊本市東区新南部３丁目５番53号
債務者　増村　克二
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６２３号
熊本市南区城南町東阿高1002番地１　ガレージライフ217、前住所熊本県宇城市松橋町曲野3490番地１　小石住宅５号
債務者　村山　好二
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１３２号
松江市山代町810番地１　中曽根アパート４―87号
債務者　川原　美季
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
松江地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７号
大分県佐伯市鶴岡町１丁目16番36号　ヤマキ住宅Ｂ―１
債務者　松下美智子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第１８号
大分県佐伯市大字鶴望2441番地
債務者　山口　一行
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月24日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第２８０号
佐賀市鍋島町大字八戸1246番地１　堤団地４号
債務者　二章美装こと　二村　大輔
1　決定年月日時　平成26年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月25日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第６１９号
熊本県菊池市泗水町豊水13番地10
債務者　髙木　裕子
1　決定年月日時　平成26年12月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月２日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１２３号
山口市吉田2792番地28、前住所山口市大内御堀2125番地　大内御堀県営住宅１棟304号
債務者　枝澤　千明（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月13日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０２号
釧路市中園町３番12号　クレスト中園303号室
債務者　吉川　寛敏
1　決定年月日時　平成26年12月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月10日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月13日午前10時30分
釧路地方裁判所